介護認定のサポートシステム 情報提供依頼書

(RFI: Request For Information)

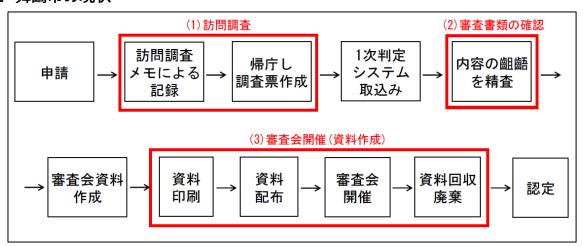
令和6年1月

舞鶴市福祉部高齢者支援課

1 情報提供依頼の趣旨

舞鶴市では、介護認定に係る事務を効率的に行うため、情報技術の活用を検討している。 その参考とするため、訪問調査、審査書類の確認、審査会開催(資料作成)において、貴社の 提供するサービスの情報提供を求めるものである。

2 舞鶴市の現状



上図:介護認定事務の流れ

(1)訪問調査

舞鶴市が実施する訪問調査は、訪問時に調査員が調査項目の聴き取りを行い、帰庁後、手書きにて介護認定調査票(以下、「調査票」という。)を、文書作成ソフトにて特記事項を作成している。

聴き取り内容の文字起こしや清書を必要としており、申請 1 件に対する調査票等の作成に長時間の作業を要している。

調査票の作成時間を短縮するため、訪問場所にて調査票の作成を行えるシステムの導入を検討している。

(想定数:8端末、12ユーザー、年間合計調査件数約1,500件)

(2)審査書類の確認

介護認定審査会の事前準備として、調査票とその特記事項の間に不整合がないか、介護認定調査票(特記事項を含む。)と主治医意見書の間に不整合がないか、職員が記載内容を精査している。

この確認作業に職員を長時間拘束しており、市が行うべき訪問調査、その他の業務を 実施する時間を圧迫しており、職員による確認作業の代替となる又は簡略化させる AI サ ービス等の導入を検討している。

(想定数:年間介護認定申請件数約4.500件)

(3)審査会開催(資料作成)

舞鶴市では、審査会を市施設に参集し開催しており、審査会当日までに、審査会委員に 紙資料にて審査内容の確認をお願いしている。

審査会資料の作成、配布、回収、廃棄に時間を要しており、紛失のおそれもあるため、ペーパーレスへの移行を検討している。

また、審査会の開催時間及び会場までの移動時間を短縮し、審査会委員及び職員の負担軽減を図りたい。

(想定数:67 端末、70 ユーザー、年間開催回数約 130 回、各回参加者数 4 人、1 回 あたりの資料ページ数約 150 ページ)

3 求める主なサービス要件

(1)訪問調査

- タブレット端末にて調査票を作成できる。
- 厚生労働省の定める調査項目(概況調査、基本調査とも)を網羅している。
- 基本調査について特記事項を入力できる。
- ※クラウドで提供されるサービスが望ましい。

(2)審査書類の確認

- 調査票とその特記事項の整合性を確認する。
- 調査票(特記事項を含む。)と主治医意見書の整合性を確認する。
- ※上記2点のどちらかのみでもご提案ください。

(3)審査会開催(資料作成)

- タブレット端末及びノートパソコンで資料が閲覧できる。
- 舞鶴市職員において資料共有、削除が行える。
- 閲覧者によるダウンロードを制限できる。
- 閲覧者が画面上にて資料に書込みが行える。
- ※上記のほか、舞鶴市と閲覧者の間の照会回答機能、意見集計機能(審査員ごとに各対象者に対し2次判定をどうするか)、Web会議機能などの機能がありましたらご提案ください。

4 情報提供依頼事項

- (1)会社概要について
 - ※ISMS 認証基準 JIS Q 27001(ISO/IEC27001)及び ISMS クラウドセキュリティ認証基準 JIS Q 27017(ISO/IEC 27017)の認証の取得状況も記載してください。
- (2)契約実績について

- (3)提案製品のカタログ・資料(システムの動作要件がわかるもの、セキュリティ対策、保守・業務支援の方法など)
- (4)一般的な導入前後の事務フロー、定量的効果の分かる資料
- (5)費用(導入経費、経常経費)の概算見積
- (6)契約形態、契約年数
- ※情報提供は、3(1)~(3)のうち1つのみでも可。

5 情報提供の提出

情報提供にあたっては、「3 情報提供依頼事項」の項目に沿って原則A4サイズ(必要に応じて A3判折込可)の任意の書式で作成してください。

- (1)提出方法 メール又は郵送
- (2)提出期限 令和6年2月14日(水)午後5時まで

6 質疑応答

- (1)質問方法
 - ア 質問は、別紙の質問書に記載し、電子メールで「8 照会及び資料の提出先」の E-mail 宛にお送りください。
 - イ 件名は「介護認定サポートシステムRFIについて」としてください。
 - ウ 電話、FAX、郵送、訪問等による質問は原則受け付けません。
- (2)質問期日

令和6年2月6日(火)正午まで

(3)質問に対する回答

令和6年2月7日(水)に舞鶴市ホームページに掲載します。

7 情報等の取扱い及び経費負担等

- (1) 本情報提供依頼は、介護認定のサポートシステムに関する各種情報を広く得るための 手段として実施するものであり、今後の調達における契約に対する意図や意味を持つも のではありません。
- (2) 本情報提供依頼に対してどのような提案を受けても、それをもって将来の調達を約束するものではありません。
- (3) 情報の提供を受けた事業者等に対し、後日、本市から提出された資料等の内容等について照会又は追加の資料提供を依頼する場合があります。
- (4) 本情報提供依頼の実施に要する費用はすべて事業者等の負担とします。
- (5) 本情報提供依頼において提供を受けた提案、資料等は返却しません。
- (6) 提供を受けた提案、資料等については提供者に断りなく他者に提供しません。

- (7) 提供を受けた提案、資料等については今後実施を予定する調達の際の調達仕様書に 反映する場合があります。
- (8) 本情報提供依頼において知り得た内部情報については、直接関係のない部署及び第三者へ漏洩しないようにしてください。
- (9) 本情報提供依頼において本市より資料提供を受けた場合は、本情報提供依頼終了後に返却を求める場合があります。

8 照会及び資料の提出先

舞鶴市福祉部高齢者支援課

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

電話番号:0773-66-1013

E-mail:kourei@city.maizuru.lg.jp

担当者:横山、松永